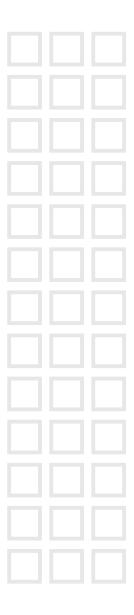


第6章

合併協定調印式及び廃置分合の議決



1 合併協定調印式

合併協定調印式は、平成16年8月9日午前10時から一宮地場産業ファッションデザインセンターで執り行われた。式には、神田真秋愛知県知事、江﨑鐵磨衆議院議員、岡本充功衆議院議員、海部俊樹衆議院議員(代理出席)、岩村進次県議会議員、長坂康正県議会議員、木藤俊郎県議会議員、高橋正子県議会議員、吉田真人県議会議員、西村眞愛知県総務部長を来賓として迎え、合併協議会委員、各市町議会議員等の関係者約250名が出席した。

式では、山口善司一宮市助役から法定の協議会を設置してから合併協定調印に至るまでの経過報告の後、谷一夫一宮市長、丹羽厚詞尾西市長、山口昭雄木曽川町長が、24の合併協定項目を記した合併協定書へ署名を行い、続いて特別立会人として参列した神田真秋愛知県知事が合併協定書に署名を行った。

主催者の市長・町長のあいさつの後、神田愛知県知事、江﨑鐵磨衆議院議員、岡本 充功衆議院議員、岩村進次愛知県議会議員からご祝辞をいただき、1時間ほどで調印 式を終えた。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協定調印式次第

日時:平成16年8月9日(月)午前10時から

場所:一宮地場産業ファッションデザインセンター 1階展示ホール

- 1 開式の辞
- 2 経過報告
- 3 合併協定調印
- 4 主催者挨拶
- 5 来賓祝辞
- 6 閉式の辞



2 廃置分合及び関連議案の議決

合併協定調印式後最初の市町議会として開催された、9月定例会において合併関連 議案が提案された。2市1町とも賛成多数をもって議決され、合併に向けて大きく前 進することとなった。

(1) 廃置分合

議案第70《50》【47】号

一宮市、尾西市及び葉栗郡木曽川町の廃置分合について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成17年4月1日から尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入する処分を愛知県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年9月2《8》【6】日提出

一宮市長 谷 一 夫《尾西市長 丹 羽 厚 詞》 【木曽川町長 山 口 昭 雄】

(2) 財産処分に関する協議

議案第71《51》【48】号

一宮市、尾西市及び葉栗郡木曽川町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議に ついて

平成17年4月1日から尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第4項の規定により、別紙のとおり尾西市及び葉栗郡木曽川町《一宮市及び葉栗郡木曽川町》【一宮市及び尾西市】と協議のうえ定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年9月2《8》【6】日提出

一宮市長 谷 一 夫《尾西市長 丹 羽 厚 詞》 【木曽川町長 山 口 昭 雄】

一宮市、尾西市及び葉栗郡木曽川町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年4月1日から尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

尾西市及び葉栗郡木曽川町の財産は、すべて一宮市に帰属させる。

平成16年 月 日

一宮市長 谷 一 夫尾西市長 丹 羽 厚 詞木曽川町長 山 口 昭 雄

(3) 地域審議会の設置等に関する協議

議案第72《54》【51】号

一宮市、尾西市及び葉栗郡木曽川町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について

平成17年4月1日から尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定による合併前の尾西市及び葉栗郡木曽川町の各区域を対象とする地域審議会の設置等について、別紙のとおり尾西市及び葉栗郡木曽川町《一宮市及び葉栗郡木曽川町》【一宮市及び尾西市】と協議のうえ定めることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年9月2《8》【6】日提出

一宮市長 谷 一 夫 《尾西市長 丹 羽 厚 詞》 【木曽川町長 山 口 昭 雄】

一宮市、尾西市及び葉栗郡木曽川町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書

平成17年4月1日から尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定による合併前の尾西市及び葉栗郡木曽川町の各区域を対象とする地域審議会の設置及び同条第2項の規定による当該審議会の組織等について、別紙のとおり定めるものとする。

平成16年 月 日

一宮市長 谷 一 夫尾西市長 丹 羽 厚 詞木曽川町長 山 口 昭 雄

地域審議会の設置等に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1 項及び第2項の規定に基づき、合併前の尾西市及び葉栗郡木曽川町の区域ごとに地 域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(名称及び所管区域)

第2条 各審議会の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	所 管 区 域			
尾西地域審議会	合併前の尾西市に属する区域			
木曽川地域審議会	合併前の葉栗郡木曽川町に属する区域			

(所掌事項)

- 第3条 審議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。
 - (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項

- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に 意見を述べることができる。

(組織)

- 第4条 審議会は、委員をもって組織し、その定数は、次のとおりとする。
 - (1) 尾西地域審議会 10人以内
 - (2) 木曽川地域審議会 10人以内
- 2 審議会の委員は、その所管区域内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該 当する者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公共的団体の役職員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 公募により選任された者
- 3 前項第3号の委員の定数は、3人以内とする。

(任期及び失職)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、その所管区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。 (会長及び副会長)
- 第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了後最初に開催される会議は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認め る場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(資料の提出等の要請)

第8条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説

明その他の協力を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 審議会の委員の報酬及び費用弁償については、一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の定めるところによる。

(設置期間)

- 第10条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。 (庶務)
- 第11条 各審議会の庶務は、それぞれ市長が定める部課において処理する。 (雑則)
- 第12条 この協議に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この協議は、合併の日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この協議の施行後最初に開催される審議会の 会議は、市長が招集する。
- (4) 議会の議員の在任に関する協議

議案第73《52》【49】号

一宮市、尾西市及び葉栗郡木曽川町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関す る協議について

平成17年4月1日から尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入することに伴い、尾西市及び葉栗郡木曽川町の議会の議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項の規定により、別紙のとおり尾西市及び葉栗郡木曽川町《一宮市及び葉栗郡木曽川町》【一宮市及び尾西市】と協議のうえ定めることについて、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年9月2《8》【6】日提出

一宮市長 谷 一 夫 《尾西市長 丹 羽 厚 詞》 【木曽川町長 山 口 昭 雄】 一宮市、尾西市及び葉栗郡木曽川町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関す る協議書

平成17年4月1日から尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入することに伴い、尾西市及び葉栗郡木曽川町の議会の議員の在任について、下記のとおり定めるものとする。

記

尾西市及び葉栗郡木曽川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き一宮市の議会の議員として在任する。

平成16年 月 日

一宮市長 谷 一 夫尾西市長 丹 羽 厚 詞木曽川町長 山 口 昭 雄

(5) 農業委員会の委員の任期等に関する協議

議案第74《53》【50】号

一宮市、尾西市及び葉栗郡木曽川町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期 等に関する協議について

平成17年4月1日から尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入することに伴い、尾西市及び葉栗郡木曽川町の農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項の規定により、別紙のとおり尾西市及び葉栗郡木曽川町《一宮市及び葉栗郡木曽川町》【一宮市及び尾西市】と協議のうえ定めることについて、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年9月2《8》【6】日提出

一宮市長 谷 一 夫《尾西市長 丹 羽 厚 詞》【木曽川町長 山 口 昭 雄】

一宮市、尾西市及び葉栗郡木曽川町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期 等に関する協議書

平成17年4月1日から尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入することに伴い、尾西市及び葉栗郡木曽川町の農業委員会の委員の任期等について、下記のとおり定めるものとする。

記

尾西市及び葉栗郡木曽川町の農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き一宮市の農業委員会の委員として在任する。

平成16年 月 日

一宮市長 谷 一 夫尾西市長 丹 羽 厚 詞木曽川町長 山 口 昭 雄

3 廃置分合の申請、県知事の処分

(1) 廃置分合申請書の提出

2市1町、廃置分合の議決を受けて、愛知県知事あてに申請書を提出した。

一 宮 企 発第 20号 尾 発第1249号 16木曽発第1712号 平成16年10月13日

愛知県知事 神田真秋様

一宮市長 谷 一 夫

尾西市長 丹羽厚詞

木曽川町長 山口昭雄

一宮市、尾西市及び葉栗郡木曽川町の廃置分合について(申請)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成17年4月 1日から尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入することとしたい ので、下記関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 第1 廃置分合の予定年月日
- 第2 廃置分合を必要とする理由
- 第3 合併協定書
- 第4 新市建設計画
- 第5 議決書、協議書、告示書及び会議録
- 第6 合併関係市町の現況表
- 第7 その他参考資料
- 第8 主な施設等の現況写真

(2) 県知事の処分決定

平成16年12月20日、愛知県議会で「廃置分合」の議決を受け、愛知県知事により処分決定、同月24日付けで愛知県知事から総務大臣へ届出が行われた。

廃置分合処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入する。

平成16年12月21日

愛知県知事 神田 真秋

(3) 総務大臣の告示

平成17年1月20日、「廃置分合」の総務大臣告示が官報に告示された。

○総務省告示第74号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、尾西市及び葉 栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入する旨、愛知県知事から届出があった ので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成17年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成17年1月20日

総務大臣 麻生 太郎